

静岡県公安委員会規則第14号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月24日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
沼津警察署	(略)			沼津警察署	(略)		
	西間門交番	沼津市西間門3丁目1番地の1	沼津市のうち市道町の一部、小諏訪、錦町、西間門、西間門1・2・3丁目、東間門、東間門1・2・3丁目、本字上中溝、本字下中溝、本字千本の一部、本アラシ田、本錦町、本西松下、本堀合、本松下、本丸子町、松下町、丸子町		西間門交番	沼津市西間門3丁目1番地の1	沼津市のうち市道町、小諏訪、錦町、西間門、西間門1・2・3丁目、東間門、東間門1・2・3丁目、本字上中溝、本字下中溝、本字千本の一部、本アラシ田、本錦町、本西松下、本堀合、本松下、本丸子町、松下町、丸子町
(略)				(略)			
本町交番	沼津市浅間町3番地の3	沼津市のうち上土町、旭町、市道町の一部、魚町、春日町、鵬町、幸町、下河原町、下本町、蛇松町、新町、末広町、浅間町、千本常盤町、千本中町、千本西町、千本東町、千本緑町1・2・3丁目、千本港町、大門町、蓼原町、通横町、常盤町1・2・3丁目、仲町、八幡町、東宮後町、本字下小路町、本字下一丁田、本字下河原街出口、本字下河原	本町交番	沼津市浅間町3番地の3	沼津市のうち上土町、旭町、魚町、春日町、鵬町、幸町、下河原町、下本町、蛇松町、新町、末広町、浅間町、千本常盤町、千本中町、千本西町、千本東町、千本緑町1・2・3丁目、千本港町、大門町、蓼原町、通横町、常盤町1・2・3丁目、仲町、八幡町、東宮後町、本字下小路町、本字下一丁田、本字下河原街出口、本字下河原		

			町、本字新町、本字浅間町、本字千本の一部、本字千本郷林、本字千本港口、本字出口町、本字仲町、本字前田、本字松下七反田、本字宮町、本蛇松、本町、真砂町、町方町
	(略)		
(略)			
静岡中央警察署	(略)		
水落交番	静岡市葵区駿府町2番11号	静岡市葵区のうち相生町、太田町、音羽町、春日一・二・三・3丁目、春日町、上沓谷町、城内町、駿府公園、駿府町、瓦場町、鷹匠一・二・三丁目、伝馬町、巴町、東町、東草深町、東鷹匠町、日出町、水落町、横内町、横田町	
	(略)		
(略)			
藤枝警察署	(略)		
大洲警察官駐在所	藤枝市大洲2丁目18番地の8	藤枝市のうち大洲1・2・3・4・5丁目、源助、善左衛門、善左衛門1・2・3丁目、大西町1・2・3丁目、大東町、忠兵衛の一部、弥左衛門	
	(略)		
(略)			
浜北警察署	(略)		
浜北北部交番	浜松市浜北区新原6043番地	浜松市浜北区のうち尾野、於呂、上島、新原、豊保、中瀬、根堅	
	(略)		
(略)			
(略)			

			新町、本字浅間町、本字千本の一部、本字千本郷林、本字千本港口、本字出口町、本字仲町、本字前田、本字松下七反田、本字宮町、本蛇松、本町、真砂町、町方町
	(略)		
(略)			
静岡中央警察署	(略)		
水落交番	静岡市葵区駿府町2番11号	静岡市葵区のうち相生町、太田町、音羽町、春日一・二・三・3丁目、春日町、上沓谷町、城内町、駿府城公園、駿府町、瓦場町、鷹匠一・二・三丁目、伝馬町、巴町、東町、東草深町、東鷹匠町、日出町、水落町、横内町、横田町	
	(略)		
(略)			
藤枝警察署	(略)		
大洲警察官駐在所	藤枝市大洲2丁目18番地の8	藤枝市のうち大洲1・2・3・4・5丁目、源助、 <u>五平</u> 、善左衛門、善左衛門1・2・3丁目、大西町1・2・3丁目、大東町、忠兵衛の一部、弥左衛門	
	(略)		
(略)			
浜北警察署	(略)		
浜北北部交番	浜松市浜北区新原6043番地	浜松市浜北区のうち尾野、於呂、上島、新原、豊保、中瀬、 <u>西中瀬一・二・三丁目</u> 、根堅	
	(略)		
(略)			
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、別表静岡中央警察署の項及び藤枝警察署の項の改正は、公布の日から施行する。